

「ひらつか協働経営プラン2008」～新平塚市行政改革実施計画～
(平成20年度)

(原案)に対する御意見及び市の考え方について

パブリックコメント実施の概要

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 御意見の募集期間 | 平成20年2月8日(金)～平成20年3月8日(土) |
| (2) 御意見の送付方法 | 郵送・FAX・Eメールにより企画課にて受付(「市長への手紙」利用も含む) |
| (3) 提出者数 | 4名(意見総数 18件) |

お問い合わせ：平塚市企画部企画課行政管理担当

電話 0463 23 1111(内線 2158・2323)

FAX 0463 23 9467

E-mail gyokaku@city.hiratsuka.kanagawa.jp

「ひらつか協働経営プラン2008」～新平塚市行政改革実施計画～(平成20年度)〔原案〕へのご意見に対する市の考え方

受付番号	提出方法	該当ページ	対象の事業等	御意見	市の考え方
001	メール	53	総合計画推進(行政評価システム運用)事業	外部評価審議会の設立。有識者はもちろんだが、公募市民を取り入れ、市民の声を反映してほしい。	本市では、昨年9月に策定した「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン(計画期間:平成19年度～平成28年度)」に連なる第1次実施計画(計画期間:平成19年度～平成21年度)の進行管理のため、行政評価システムを導入いたしました。平成20年度にスタートする当該新平塚市行政改革実施計画につきましても同様に進行管理する予定です。 運用に当たっては、第1次実施計画期間の3年間を「導入期」と位置付け、まずは評価を実施することに重点を置き、取りまとめの段階で、市民の皆様へ公表し、ご意見をいただく予定です。このため、外部評価組織の設置は次の段階と考えており、現段階での設置は考えておりませんが、行政評価システムを更に充実させるため、他市の事例を研究しながら、本市において最も効果的・効率的な外部評価の早期導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。
005	メール	53	総合計画推進(行政評価システム運用)事業	<p>前回のパブリックコメント(仮称)新行政改革大綱(原案)への意見に対して市の考え方が回答された中に</p> <p>「今後、行政評価の熟度に合わせ、外部評価を視野に入れた評価方法を検討してまいります。」との回答を見ることができましたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは何時を目標にしているのでしょうか。 <p>外部評価を行いたいと表明はされていますが、具体的な目標が無いということは本当にやる気があるのか疑問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内での評価を行って市民に意見を聞くことは、今までとどのような違いを期待されているのでしょうか。 	<p>庁内での評価を市民の方へ公表する意義としましては、実施計画の進行管理の透明性の確保や、意見を予算編成の際に参考とさせていただくこと等が挙げられます。</p>
002	メール	23	窓口開庁時間等の拡大推進事業	中央図書館の利用時間を午後7時まで拡大してほしい。 また座席スペースが少ないので拡大してほしい。	<p>中央図書館の利用時間の拡大につきましては、その他の施設等の利便性向上と併せて「窓口開庁時間等の拡大推進事業」により推進してまいります。</p> <p>中央図書館は、平日の金曜日を午後7時まで、夏休み期間の火曜日から木曜日を午後6時まで閉館しています(いずれも2階と3階)。これを、平日の火曜日から金曜日を通年午後7時まで閉館する準備を進めています。1階こども室は、こどもの帰宅時間の遅れや防犯上の観点から、別途検討しています。</p> <p>また、限られたスペースのなかで、これ以上座席スペースを増やすと、車いす等の利用に支障をきたすおそれがあるため、座席の増加は難しいと考えております。なお、学習スペースとしては、3階会議室の利用がないときは、臨時学習室としても開放しています。</p>
003	メール	*	新平塚市行政改革実施計画(原案)	協働経営。即ち行政の責任放棄である。成果というが今迄成果はあったのか。今後は期待できるのか。	<p>「ひらつか協働経営プラン2008」では、近年のより高度化・多様化する市民ニーズや制度改正等に伴う新たな行政需要に、限りある財源と人材で的確にかつ迅速に対応するために、行財政運営の仕組みに「経営」の視点を取り入れ、成果指標等を採用した目標管理と行政評価に基づく施策の見直しを、時代の潮流に即して実施できるシステムとしていきます。</p> <p>また、市民、議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめる「協働」が行政改革ではなく、これからの行政改革に求められる重要な要素と考えています。したがって、広く市民と行政が役割を分担して公共サービスの提供を担う、「新たな公共」の理念と市民とともにまちづくりを展開する「協働」の視点も踏まえ、行政自らの責務と責任において、スリムで効率的な行政システムの構築を行ってまいります。</p> <p>これまで、昭和60年から始まった第1次から第5次までの行政改革を進めるなかで、様々な改革を行い、経費削減や事務の効率化を進めてきました。財政的效果としては、新平塚市行政改革大綱「ひらつか協働経営プラン2008」にお示ししたとおり、約110億円となっています。</p> <p>今後も行政改革の目的である「生活快適都市 ひらつか」の実現に向けた取り組みを推進します。</p>

「ひらつか協働経営プラン2008」～新平塚市行政改革実施計画～(平成20年度)〔原案〕へのご意見に対する市の考え方

受付番号	提出方法	該当ページ	対象の事業等	御意見	市の考え方
004	メール	53	総合計画推進(行政評価システム運用)事業	<p>指標：実施計画事業のうち成果が上がった事業の割合</p> <p>この算式の分母に用いられている229事業は平塚市の全ての事業ではないのでは。</p> <p>成果の上がった事業(あるいは成果が上がりそうな事業)から選択し対象とするのでは不十分です。成果が上がらない事業の評価・見直しが必要です。</p>	<p>御指摘の229事業は総合計画第1次実施計画の全事業となります。</p> <p>実施計画に位置づけられたこれらの事業は、優先的に取り組んでいくべき事業であると同時に、その進行を確実なものにしなければなりません。このため、成果指標・活動指標を設定し、行政評価を活用したPDCAサイクルにより事業の進行管理を行ってまいります。進行が思わしくない事業につきましては、このサイクルの中で成果を上げるための改善を図ってまいります。</p> <p>なお、実施計画事業以外の事業(固定経費を除いた約600事業)につきましては、枠配分方式の予算編成導入に当たり、平成17年度から事業担当課による全予算事業の事業評価を行い、事業の必要性についての検証や課題分析を行うことにより、事務の見直しや予算編成につなげてまいりました。今後もより充実させ、行政評価の一環として事務事業検証という形での評価を行います。そのため、事務事業評価の実施結果を評価するための指標を新たに追加いたします。</p>
006	メール	11	財政情報充実事業	<p>「説明：現状を100として、わかりやすい財政情報を10%ずつ拡大し、情報提供する。」・・・なぜ10%なのでしょう。</p> <p>現在の情報の提供は受け取った市民がどの程度は分かっているか、調査結果をもとに10%という値が設定されたのでしょうか。</p> <p>情報を見た市民がこれらを見て分かるような情報提供が必要と思います。</p>	<p>財政情報の公表につきましては、広報ひらつかの4月号に「予算」を、11月号に「決算」を掲載しており、また、市のホームページにおいても当初予算、補正予算、決算の概要、バランスシート、さらに監査委員による決算審査意見書などを公表しております。市民への情報提供は非常に重要なことと認識しており、新たな財政健全化指標や財務諸表などを活用した情報提供など、新たに拡大する取組みとして、10%の拡大を目標といたしました。</p>
007	メール	19	電子入札システム活用事業	<p>電子入札執行率は20年度でなぜ40%なのか。</p> <p>この数値を設定する根拠は何か。入札手続きの透明性を図るために導入したシステムがなぜこのような数値で利用されているのか。残りの60%は「入札の透明性が図られない」従来の方で入札されるのはなぜか。</p> <p>もっと早くこの執行率を高めることが必要と思われ、20年度で100%を目標とすべきでは。</p>	<p>電子入札は、インターネットを用いて指名、入札、開札、結果の公表まで行うもので、事業者にとっては市役所に向いたり関係書類を作成する手間が省け、市にとっては入札業務の効率化と透明性につながり、受発注者双方にメリットのあるシステムです。</p> <p>しかし、電子入札に参加するためには、パソコン、電子認証カード、ICカードリーダーなどの器材が必要となり、また、パソコンと電子入札システムの操作にも習熟することが必要です。</p> <p>電子入札の導入に際しては、事業者が費用が発生することと操作への習熟が必要なことから、入札の件数や発注頻度、事業者の規模から電子入札に移行する業種などを検討しました。</p> <p>その結果、毎月一定量の発注がある工事、コンサルタント業務委託については、平成18年度から全面的に電子入札を実施することとし、物品・一般業務委託については、発注件数の多い品目から順次電子入札に移行することとしました。</p> <p>物品・一般業務委託の平成18年度の電子入札執行率は17%となっており、平成20年度も対象品目を拡大し40%を目標といたしました。</p> <p>今後も順次拡大して、早期に80%以上の執行率となるよう事業を推進します。</p>

「ひらつか協働経営プラン2008」～新平塚市行政改革実施計画～(平成20年度)(原案)へのご意見に対する市の考え方

受付番号	提出方法	該当ページ	対象の事業等	御意見	市の考え方
008	メール	22	出前図書館事業	<p>出前図書館事業の対象が子供たちだけとしているのは何故か。</p> <p>図書館へ直接出向けない弱者は子供たちだけでなくもっと多くの市民がおられると思います。</p> <p>子供たちへ読書の機会を増やすのはとても大事なので、この事業は21、22年度で貸出点数が増加しないので目標が低すぎると思います。</p> <p>弱者への視点をもっと広げ、病院や福祉施設などへ出前するなどもっと拡大すべきだと思います。</p>	<p>出前図書館は、「(1)幼稚園、(2)保育園、(3)学校、(4)その他市内の施設で中央図書館長が認める施設」を対象としていますので、『病院や福祉施設など』は(4)に該当するため、当事業の対象としています。</p> <p>当事業は、大型車両(あおぞら号)で訪問できる施設を対象として計画しております。現在、出前を希望する施設へのPR等を行い、事業拡大を図っているところですが、大型車両で訪問可能な施設が限定され、貸出点数も施設数に連動するものと想定されることから、目標値の22年度は21年度と同数としています。今後、貸出方法等の見直しを進めるなかで、さらに充実させてまいりたいと考えています。</p>
009	メール	13	広報・情報提供充実事業	<p>指標にはホームページアクセス件数が記載されていますが、その他の広報への検討・指標は無いのでしょうか。</p> <p>インターネットを使えない人への対応は今まで以上に必要かとおもいます、これらは今までと同じ方法で対応されるのでしょうか。</p> <p>特に月2回発行される広報は情報量も少なく、見直す時期では、特にインターネットを使わない人に対しては、提供時期が遅い、少ないなどいろいろな格差が生じていますので見直しが必要です。</p>	<p>その他の広報手段の検討に関する指標については、指標「情報提供手段」の欄に各年度の広報媒体の数を表示しています。</p> <p>広報紙による情報提供の時期は十分に検討しタイムリーに掲載しておりますが、引き続き、「ホームページ」、「携帯電話」、「ケーブルテレビ」、「コミュニティ放送」など様々なメディアを活用した情報提供に努めるとともに、継続的に内容の点検と改善を行い、平成20年度には「ホームページ音声読上げソフト」の導入、平成22年度には「地上デジタルデータ放送」の発信など、より多くの方が情報を入手できるよう新たな媒体による情報提供を推進します。</p>
010	メール	15	市民会議・附属機関等への市民参加及び女性参画推進事業	<p>市民参加を概ね20%、女性参加の割合が40%と定めている。と記載されていますが、この指標は両方とも50%に拡大すべきです。</p> <p>規則に決められているから、市民の参画する割合が20%とは低すぎるのでこれらの規則は改めるべきです。また女性の割合が40%も低すぎです。</p> <p>市民参画を、自治基本条例や総合計画・行政改革などに市民主体のまちづくりと記載しながら、このような機会を奪ってしまうのでは、実際は市民の参加を制限しているのではないですか。</p>	<p>附属機関等は、法令等の定めにより特定の事項に関する調停、審査、審議又は調査等を行っております。市長、教育委員会などの機能の一部を担うものであり、専門的な内容を審議する場として設置されているものです。</p> <p>こうした附属機関等の性格から、学識経験者などの知識や経験を踏まえた委員の考え方を基本として、公募委員が市民の視点から意見を加えることにより、幅広いかたちでの意見形成を図ることができると考えています。</p> <p>また、計画の策定や条例の制定には市議会議員、市内の企業や各種関係団体などからの意見を反映することも重要です。</p> <p>こうしたことから、委員構成のバランスを考慮しつつ、概ね2割を公募によることと規定しているものです。</p> <p>なお、市の計画づくりなどに関するワークショップや市民会議につきましても、基準の適用はなく、市民公募委員によって構成されることとなります。</p> <p>「女性参加の割合が40%」については、女性の参画機会の拡大を図るため、目標値を定めて女性の参画を促進することを目的としているものです。これは、「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるものとしており、これに準じて設定したものです。</p> <p>本市附属機関等の女性委員構成比率は過去、目標値を30%としていましたが、平成18年度に達成していることから、目標値を更新して取組むものです。</p>

「ひらつか協働経営プラン2008」～新平塚市行政改革実施計画～(平成20年度)〔原案〕へのご意見に対する市の考え方

受付番号	提出方法	該当ページ	対象の事業等	御意見	市の考え方
011	メール	23	補助制度適正化事業	見直しの達成率が22年度で100%と設定されていますが、なぜこの時期まで遅くなるのでしょうか。 補助金の使い方には大いに疑問が提示されています、やはりもっと早く20年度で100%を目標に進めるべきでは。 特にこれらの補助金を受けた団体は、この補助金でどのような活動をしたのか、内容を広く市民に公開する要綱とすべきです。	補助金の見直しにつきましては、平成19年10月に補助金の見直し基準の改訂を行いました。改訂の主な内容は、「補助対象外経費の設定」、「補助金交付要綱の有効期限の設定」、「補助金交付基準等の明確化」、「補助率の明示」などで、これらの基準に従い今後見直しを進めてまいります。補助金には、大変個性があることから、見直しに一定の期間を設けました。また、個々の補助金での活動内容につきましては、毎年度、決算内容等について公開を予定しております。
012	メール	24	イベント見直し事業	イベントの統廃合数 22年度までに5件と設定されていますが、これでは本当に見直しているか疑問も。これでは少ない。 この数値は市が主催するイベントの何%になるのでしょうか。多くのイベントが実施されていると思いますが、見直しがないままに惰性で実施しているイベントもあるのでは。 本当に必要なイベントだけを実施するように統廃合の件数を目標とするのではなく全部のイベントを見直して不要分を削除するように変更してほしい。	イベント見直しの対象とするイベントは、市の予算を10万円以上支出しているものを予定しており、市が主催するものだけでなく、共催、後援なども含めています。指標に掲げた5件は、対象イベントの約5パーセントになります。 見直しについては、イベント全体の見直しを推進していくもので、統廃合だけではなく、市が支出する費用、民間との共催などの見直しも行っていくものとしています。
013	メール	26	ごみの減量化・省資源化等推進事業	「家庭ごみの有料化」が前提でこれらの事業が計画されていますが、家庭用ごみの減量・リサイクル率の推進など有料化の前に対策を検討されることがこの事業からは見えませんが、なぜこのような計画になっていますか。 減量化の推進はもっともっと細かな取り組みが必要とおもいます。その後で更に減量を推進するために有料化すべきです。	本市でのごみの減量化・資源化への取り組みは、昭和52年に各種団体が集団回収事業で集めた資源物を市が買い上げる「資源ごみ買い上げ制度」が端緒であり、その後さまざまな改良を加え、資源物の種類も増やし現在7分別にいたっています。その間、平成6年9月には国からごみの減量・資源化への先進的な取り組みをしているとしてクリーンリサイクルタウンの表彰も受けております。また、コンポスターの斡旋、家庭用電動生ごみ処理機の購入費の補助制度等により、家庭ごみの減量化・堆肥化に努めてきました。さらに、平成16年4月に、容器リサイクル法を受け、ごみの資源化、減量化に向けた循環型社会に対応するごみ処理システムの構築を目指した資源再生物の中間処理施設、リサイクルプラザが完成し、その年には約8%のごみ減量の成果をみております。このように、家庭ごみの減量・資源化の推進など施策を現在展開しているところです。 市としては、これらの施策を推し進めていくことは当然ですが、ごみの分別や減量化を日々心がけていただいている方々が報われる施策も必要であり、なおかつ、ごみの有料化は、ごみの減量化に効果があるとして国も有料化の方針を打ち出してきており、本市としても有料化の検討を進めているところです。

「ひらつか協働経営プラン2008」～新平塚市行政改革実施計画～(平成20年度)〔原案〕へのご意見に対する市の考え方

受付番号	提出方法	該当ページ	対象の事業等	御意見	市の考え方
014	メール	28	市民活動普及・啓発事業	<p>事業の指標として「市民活動センター利用者数」が記載されていますが、利用人数だけでなく、その質も指標として検討するべきでは。</p> <p>市民全体から見た利用者数が少ないこと、学生など若い人の参加も少ないなど抱えている問題も大きいと思わされます。</p> <p>公民館や福祉会館等との連携した情報の提供など、市民がもっと参加しやすい仕組みを作ることが必要では。</p>	<p>市民活動は多様性があり、様々な市民が参画されています。市民活動の活性化のため、ひらつか市民活動センターを活動拠点としての事業を主に開催し、会議室等を利用していただいておりますので「ひらつか市民活動センター利用者数」を指標といたしました。今後、市民の皆様への行政からの情報提供をさらに積極的に行うと共に、学生に対する市民活動参画の啓発や地域課題の解決に向けた取り組みを事業に取り入れて市民活動支援の充実を図ってまいります。</p>
015	メール	*	「市民の視点に立ち・・・」について	<p>パブリックコメント意見募集終了から行政回答発表までの間に、寄せられた意見について、行政で議論された回答内容(寄せられた意見について調べた、過去の資料ではなく新たに調べた資料と調査内容)の提示を明らかにするため、行政回答発表と一緒に公表することが必要です。</p>	<p>市民の皆様からいただきましたご意見に関しては、これまでも所管課又は複数の所管に関わるご意見については関係課の連携により、必要と思われる調査・検討の状況も併せて市の考え方としてまとめ、パブリックコメント実施主管課でお答えしています。</p> <p>パブリックコメント手続きを実施する際は、案の公表に併せ、政策等の案の概要、政策等の目的その他政策等の案を理解する上で必要な資料を公表することとしています。さらに詳しいお問い合わせや資料等の請求についても対応しています。</p> <p>なお、複数の課にまたがる計画等のパブリックコメント手続きの実施につきましては、ご意見の内容が多岐にわたることも想定されることから、今後も一括してご意見を募集することといたします。</p> <p>今後も、市民の皆様が、積極的にまちづくりにかかわっていただくために、より一層の市民参加が進むよう工夫を進めてまいります。</p>
016	メール	*	「市民の視点に立ち・・・」について	<p>パブリックコメント意見募集を企画した担当課が、各担当の発言・調査内容の結果を文書目録に必ず残し、市民が、企画した担当課に質問した際に各担当に質問するように促すのではなく、パブリックコメント意見募集を企画した担当課が責任をもって仲介役を果たすために、文書目録を提示できるような仕組みづくりが必要です。</p>	
017	メール	*	「市民の視点に立ち・・・」について	<p>市民からの意見は、企画した担当課が企画募集・仲介役・取りまとめるのではなく、市民を理解している各担当課が総合計画についてそれぞれの課が募集をかけて、市民と各担当職員が議論を重ねて提言する必要がある。</p>	
018	メール	*	「市民の視点に立ち・・・」について	<p>各担当課にまたがる提言については、各担当課が連携するような仕組みをつくってほしい。</p>	